

# トラック奈良

トラック協会は事故防止・交通安全、  
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

# 4

[令和8年]2026

**No.384**



大池（勝間田の池）畔の桜

# 令和7年度 ラッピングトラック出発式

日時：令和8年3月3日(火) 午前11時～

場所：奈良県庁前広場



▲山下真知事（右から4人目）と関係者、  
知事の右へ順にトラック協会 塚本会長、フジトランスポート(株) 松岡代表取締役、同 中西専務取締役

## 地場産物を全国にアピール

（公社）奈良県トラック協会と県は奈良県の観光、農産物、地場産業などを広く全国にPRするため、ラッピングトラックを走らせる事業に取り組んでいます。13回目となる今年はフジ

トランスポート(株)（代表取締役社長・松岡弘晃氏）のトラックに5種類の地場産物をラッピング。ならはきもの、靴下、紳士靴、毛皮革、スポーツ用品を写真と文字でデザイン。県庁前広

場で山下真知事をはじめ各地場産業界の代表などが集まり、出発式を行いました。



▲43分の1スケールのミニチュアを塚本会長から山下知事に贈呈





式の冒頭、県トラック協会の塚本哲夫会長があいさつ。「トラック運送は国内物流において基幹的な役割を担い、大規模自然災害発生時などにはトラックの機動力を発揮し、国民の命綱・ライフラインとしての役割も果たしている。今年度のラッピングトラックのテーマは『奈良の地場産業』。地場産業は奈良県

ならではの文化と歴史を映し出した地域経済の基盤を支える重要な役割を担っており地場産業の益々の振興を祈念している」と述べ、ラッピングトラックのミニチュアを山下真知事に贈呈しました。

山下知事は「このラッピングトラックは8年間走ると聞いた。年間10万キロ、東京・大阪

間なら200往復、地球を20周する距離。その間、人目につき続けるのでPR効果は絶大。奈良県内に全国シェアトップの地場産業があるということを知らせてほしい」と話されました。関係者が見守る中、トラックは県庁前を出発しました。

■関係の地場産品各団体は次の通り

奈良県履物協同組合連合会、奈良県靴下工業協同組合、奈良靴産業協同組合、奈良県毛皮革協同組合連合会、奈良県スポーツ用品協同組合連合会





ラッピングトラック出発式	巻頭
総務委員会	3
理事会	4
陸運業の安全衛生管理実務担当者研修	6
物流の2030年問題対応セミナー	8
第14回取引環境・労働時間改善奈良県地方協議会	10
適正化実施対策委員会	13
奈良地域 事業主・運行管理者事故防止セミナー	14
奈良地域組合員会	15
奈良運輸支局・関係団体合同防災・避難・消火訓練	16
御所市へ交通安全啓発冊子	18

## ■ 全ト協から

軽油価格調査集計表(2026年1月)	19
飲酒運転撲滅を目指して	20

## ■ 奈良県警察本部から

奈良県警察本部からのお知らせ	21
----------------	----

## ■ 陸災防から

重大な労働災害を防ぐためには	22
----------------	----

## ■ 奈ト協から

事業報告書及び事業実績報告書の提出について	24
事業用自動車事故事例No.128	26
KIT事業の案内	27
適正化事業・巡回指導報告書	28
トラックの構造上の特性	29
優良従業員表彰の推薦依頼について	30
4月・5月の行事(予定)表	32

## ■ 近畿交通共済から

近畿交通共済からのお知らせ	33
自転車の交通違反「青切符」導入	34
奈良県産業部長に現況報告	巻末

# 第4回総務委員会

日時：令和8年2月18日(水) 午後0時～  
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者：委員8名（萩原担当副会長は委員に含む）、役員2名、事務局4名 以上14名

## 山口委員長 “飲酒運転ゼロ” へ決意新たに

### 議事

#### (1) 令和8年度事業計画書(案)、収支予算書(案)並びに資金調達及び設備投資の見込みについて

・事業計画書(案)について、公益社団法人の4つの公益目的事業と収益事業等について説明し、トラック適正化二法の事業許可更新制度、適正原価の策定等に向けた対応等に重点をおいたことを説明した。

・協会一般会計、奈良県トラック会館会計、運輸事業振興助成交付金会計、奈良・針トラックステーション会計の収支予算書(案)、収支予算書総括表(案)について説明し、協会一般会計では、事務所内のネットワーク配線を新しく引き直すことを説明。奈良県トラック会館会計では、賃貸料収入がないので、収入に見合った支出になるよう見直したことを説明。運輸事業振興助成交付金会計では、補助金等収入が増額となり、助成事業の定期健康診断受診促進助成金、上位運転免許取得に係る助成金、エコタイヤ装着助成金を増額していること、また緊急輸送体制の確立と整備のため衛星携帯電話を2台買い替えすることを説明した。

・資金調達及び設備投資の見込みについて、借入れの予定及び設備投資の予定はないことを説明した。

#### (2) 令和7年度会費の雑損処理予定について

4カ月分以上の会費滞納はなく、会員サービスを停止している事業者はないこと、また令和7年度の雑損処理予定について報告。



山口委員長

#### (3) 飲酒運転の根絶について

山口委員長より、「事業用トラックの飲酒事故・事案の件数は令和7年は33件あり、直近3ヶ年でも同じような件数で推移している。『トラック事業における総合安全プラン2030(仮称)』では“飲酒運転ゼロ”の目標が設けられることとなっている。私たち運送事業者は、荷物を運んでいるだけでなく、信頼を運んでいるという自覚を持ち、安心して安全な輸送サービスを提供するため、飲酒運転根絶をはじめ交通事故防止に積極的に取り組まなければならない。協会では、飲酒運転根絶のため、啓発活動、広報誌による周知を行っているので、会員事業者の皆さまには飲酒運転防止対策マニュアル等を活用し、より一層の取り組みをお願いしたい。」と話がありました。



# 第303回 理事会

日時：令和8年2月24日(火) 午後0時30分～  
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

理事総数 28名 出席 20名 欠席 8名

## 総会にむけての審議

冒頭、塚本哲夫会長があいさつ。「令和7年6月11日に公布となったトラック適正化二法について、少し説明をさせていただく。委託次数の制限、違法な白トラに係る荷主等の取締り、書面交付義務等の利用運送事業者への適用が、令和8年4月1日に施行となる。また公布から3年以内に適正原価の告示が行われるほか、許可基準の追加、許可更新制度の導入、適正原価の遵守義務などが施行される予定である。その後2年間は、許可更新の申請および審査開始について経過措置が設けられる。



当協会においても会員事業者の皆様が安心して対応できるよう、セミナーや講習会を開催し、制度内容の周知と理解促進に取

り組んでいく。本日は総会に向けての事業計画、予算について慎重審議をお願いしたい」とあいさつ。審議に入りました。

## 塚本会長 飲酒運転根絶に向けて、取り組み強化

### 議 事

審議事項は次の通りです。

(1) 令和8年度事業計画書(案)、収支予算書(案)並びに資金調達及び設備投資の見込みについて 事業構成は、事故防止・交通安全対策事業、環境対策事業、災害時緊急輸送対策事業、公益社団法人全日本トラック協会への出捐事業、収益事業等の5つの事業を柱として、令和8年度は、トラック適正化二法の事業許可更新制度や適正原価の策定等に向けた対応など、法改正に対応するためセミナーを開催、また飲酒運転根絶意識の

向上を図るとしている。令和8年度協会一般会計収支予算書(案)、令和8年度奈良県トラック会館会計収支予算書(案)、令和8年度運輸事業振興助成交付金会計収支予算書(案)、令和8年度奈良・針トラックステーション収支予算書(案)、令和8年度収支予算書総括表(案)、資金調達及び設備投資の見込みについて → 承認

(2) 会員の入会(案)について → 承認

#### 新たに4社入会されました

- 株式会社 弥 工業  
奈良市南京終町6丁目568番地11
- 株式会社 マイスター  
天理市川原城町655番地
- 株式会社 花形 商事  
天理市富堂町202番地の17
- 株式会社 AMOUR LINE  
生駒市北田原町1590番1(2階)



### 報告事項は次の通りです。

- |   |  |   |
|---|--|---|
| <p>(1) 近畿運輸局長表彰（自動車関係功労者）受賞について、さくら商事（株）の吉岡正樹理事が受賞と報告した。</p> <p>(2) 各委員会報告について</p> <p>【総務】<br/>令和7年度第4回総務委員会の報告</p> <p>【環境対策】<br/>令和7年度事業概要の報告</p> <p>【災害時緊急対策】<br/>令和7年度事業概要の報告</p> <p>【広報】<br/>令和7年度事業概要の報告</p> | <p>(3) 会員の退会について<br/>（有）マルシマサービス、（株）エムシーエス、恵比寿宝運（株）の3社が退会したと報告。（会員総数516社）</p> <p>(4) 令和7年度会費の雑損処理予定について報告。</p> <p>(5) 青年部会全国大会参加報告について 2月13日、東京都の京王プラザホテルで開催され奈良県から5名が参加したと報告した。</p> <p>(6) 飲酒運転の根絶について<br/>これまで継続して広報して</p> | <p>いるが、さらなる取組強化のため「飲酒運転防止対策マニュアル」（最新版）を全会員に配布することを報告した。</p> <p>(7) その他<br/>全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会が、令和9年11月19日になら100年会館において開催予定であることを報告した。</p> |
|---|--|---|



### 出席されたのは次のみなさんです（社名・敬称略）

会長＝塚本 副会長＝中・萩原・西川（直）・吉岡（幹） 監事＝阪井・東口・壺井 相談役＝廣瀬  
 専務理事＝中林 常務理事＝松村 理事＝辰巳（裕）・山口（秀）・奥田・中谷・辻本・辰巳（貴）・森本（好）・西川（武）・辰己・鳥山・原口・岸元・山口（滋）

# 陸運業の安全衛生管理実務担当者研修

日時：令和8年2月19日(木) 午後1時30分～  
場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：15名

労働災害防止に取り組む安全衛生推進者のための研修。講師は陸上貨物運送事業労働災害防止協会の大下晃氏（安全管理士）。安全衛生管理規定についてなど、実務や災害事例などを詳細に解説。講習の後、参加者には受講証明書が手渡されました。

た。研修の主な内容は以下の通りです。



## (1) 陸運業における労働災害発生状況



▲講師の大下晃氏

令和6年の労働災害による死亡者数は全国で108名、死傷者数は1万6,292人。令和3年のデータでは道路貨物運送業の死傷者の年千人率（労働者千人当たりの年間の死傷者数の割合）は9.03で、全産業平均の約4倍

と高くなっている。陸運業では交通事故による災害が36.1%、墜落・転落によるものが19.4%となっている。

## (2) 安全衛生推進者の職務

労働者数10人～49人の事業場では安全衛生推進者を選任する必要がある。同推進者は養成講習を修了するか、法令で定められた実務経験を有するものとされている。安全衛生推進者は

主に次の8項目の職務を担う。  
①施設、設備等の点検、②作業環境・作業方法の点検、③健康診断及び健康の保持増進のための措置、④安全衛生教育の実践、⑤異常な事態における応急措置、

⑥労働災害の原因の調査及び再発防止対策、⑦安全衛生情報の収集と労働災害・疾病・休業等の統計資料の作成、⑧関係行政機関への安全衛生に係わる各種報告と届出。

## (3) モデル安全衛生管理規程

労働災害防止の活動を組織的かつ効果的に進めるため、安全衛生管理体制、各管理者の職務と権限、従業員の遵守事項を分かりやすく明文化した「安全衛生管理規程」を個々の事業場の作業形態や組織の実態に則したものとなるよう作成しないとい

けない。その際、表彰制度や規定の違反に対する懲戒制度も盛り込んでおく方がいい。また従業員代表の意見を求めた上で労使が合意できるものとし、変更するときも同様にして明文化する。そうして同規程を職場の見やすい場所に掲示するなど周知

する必要がある。陸災防のホームページの会員専用サイトから「安全衛生管理規程」のモデルをダウンロードできるので活用してほしい。労働者10～49人の事業場を想定しているが、50人以上の規模にも対応。

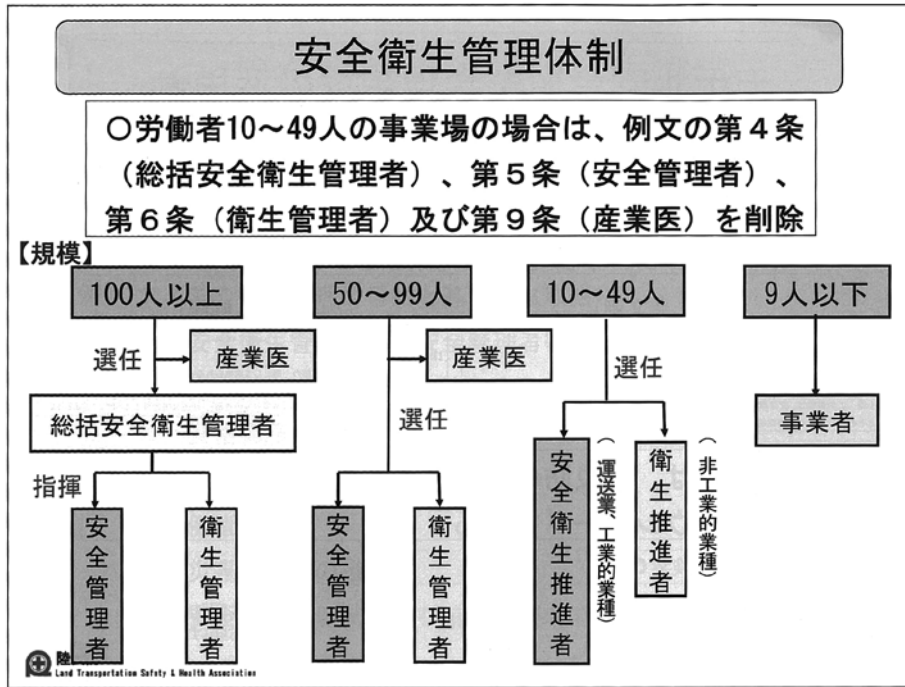
#### (4) 災害事例に学ぶ安全衛生推進者の職務の実践

災害発生時には被災者の救護が第一。次に労働者死傷病報告を関係行政機関に提出し、災害発生の原因を調査、再発防止のための対策を検討する。また施設や設備、作業環境を点検し必要な措置を講じる。ヒヤリハッ

トを活用するなど安全衛生教育を通して、労働者にも考えてもらい、注意喚起を促す。交通労働災害では長時間労働により注意力散漫で自損事故を起こすケースが多い。事業用貨物自動車で法令違反が多いのは、安

全不確認（30%）、ながら運転（25%）。

安全衛生推進者は各種報告から届出まで多岐にわたる仕事。職務の①から⑧を見つめ直して労災防止活動に役立ててほしい。



# 物流の2030年問題対応セミナー

日時：令和8年2月26日(木) 午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室

参加者：16名

少子高齢化、労働力不足、輸送需要の増加などにより2024年問題のあとも顕在化した物流危機はさらに深刻化し、いわゆる2030年問題として認識されています。持続可能な物流体制の構築に向けて、合同会社サプライチェーン・ロジスティクス研究所 代表者の久保田精一氏が解説。今後5年の間におきる環境の変化や物流施策大綱などに、いかに対応していくか物流事業者の心構えなどを説明しました。主な内容は以下の通りです。



▲久保田精一氏

## (1) 2030年問題とは

50代のドライバーが2030年頃に退職を迎え、むしろこれから人手不足問題が深刻化する。その頃には輸送能力の19.5% (5.4億トン) が不足するとの推計があり、2024年問題の影響とあわせて輸送能力の34.1% (9.4億トン) が不足する可能性がある。2030年問題とは、これからやってくるであろうドライバー不足等による物流の需給ギャップのこと。

## (2) 2030年までに起きる他の様々な環境変化

トータルの人口はそれほど減らないなか、生産年齢人口は減ってきている。2050年頃になると人口そのものが減るので、人口に占める働く人の割合はあまり変わらなくなる。労働環境はやや緩和してきているが、少子化と20代前半のドライバーが少ないこともあり、ドライバー不足は解消しない。

物流効率化法のうち荷主への規制・指導を強化する規定が施行される (2026年～2027年)。また2028年迄には適正原価が告示される予定。DX・自動化・AI等の進歩により、高速道路でのトラックの自動運転が実現し、無人自動運転での配送サービスも2030年迄に始まると想定している。

## (3) 2030年問題への対策～総合物流施策大綱案より

現行の大綱は2021年～2025年度を対象にしており、2026年度からの次期大綱は今年度中に閣議決定がされる予定。今年の2月時点では1. 徹底的な物流効率化、2. 商慣行の見直しや荷主・消費者の行動変容、産業構造の転換、3. 物流人材の地位・能力の向上と労働環境の改善、4. 物流標準化と物流DX・GXの推進、5. サプライチェーンの高度化・強靱化などを課題として、2030年問題への対処を施策上の中心においている。

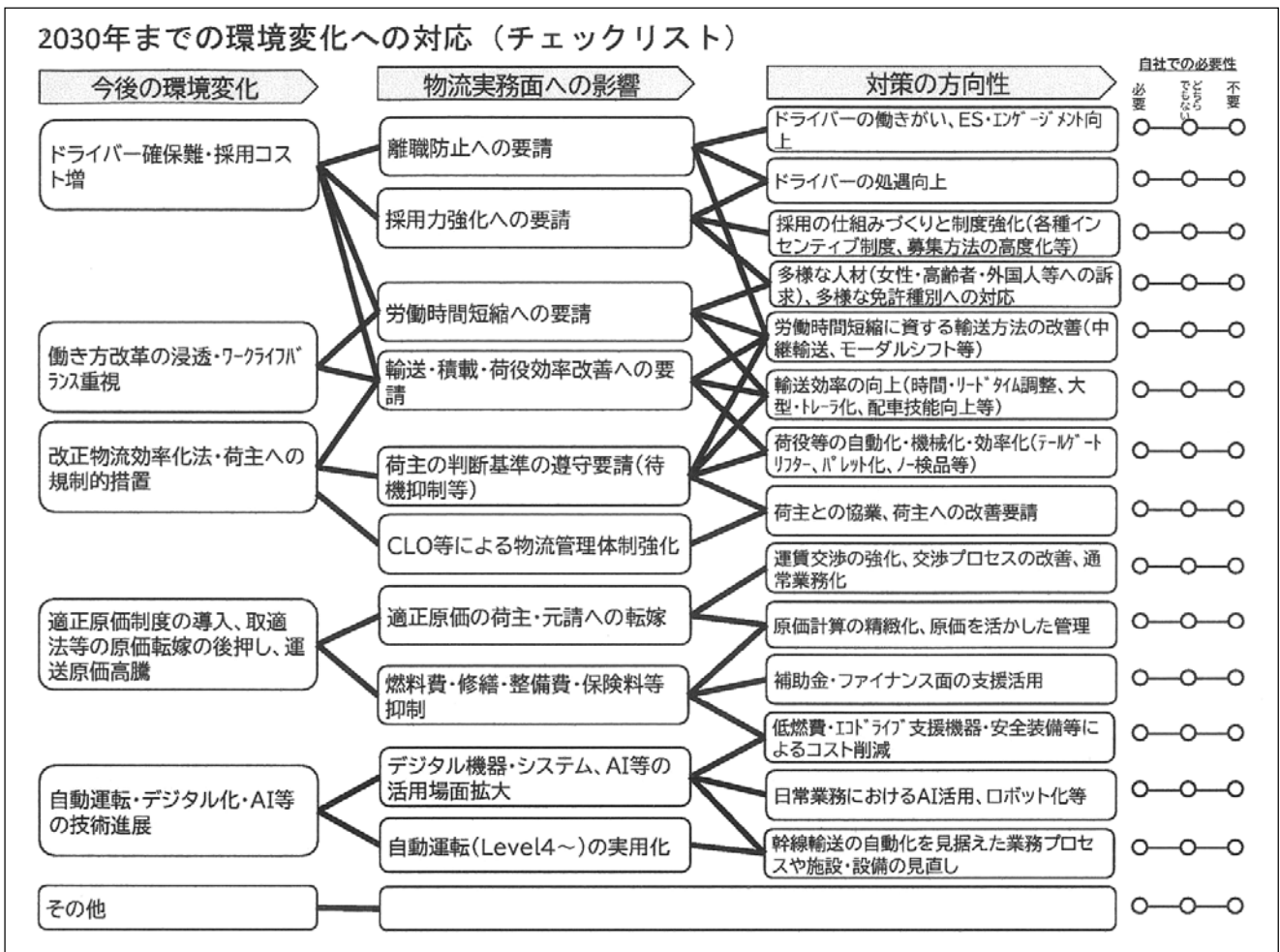
#### (4) 2030年までの変化と事業者の対応方向

2030年に向けて自動運転が進むと予想される。点呼のDX化も大きなテーマになる。キーワードは「働きがい」、ES・エンゲージメント(※)の向上、ドライバーの処遇改善、女性や高齢者、外国人など多様な人材

への対応を改善し、モチベーションを高めることが成功する運送会社に共通している。そのためには労働時間短縮のための輸送方法の改善(中継輸送など)や輸送効率の向上、荷役等の自動化、荷主との協業や荷主への改善要請など事業所として取組む必要がある。また補助金の活

用や原価管理をしっかりとして運賃交渉を強化、通常業務化することでドライバーの待遇改善をしていかないといけない。

※ES=従業員の満足度、エンゲージメント=企業への愛着や共感度を示す



# 第14回トラック輸送における取引環境・労働時間改善奈良県地方協議会

日時：令和8年3月4日(水) 午後2時～  
場所：奈良県トラック会館 2階 研修室

**出席：**座長・蓮花 一己（帝塚山大学 名誉教授）  
今仲 進（奈良県商工会連合会 専務理事）  
江口 良浩（一般社団法人奈良経済産業協会 専務理事）  
中西 秀人（奈良県中小企業団体中央会 専務理事）  
岩村 康夫（奈良県倉庫協会 事務局長）  
山本 敦也（株式会社品川工業所 常務取締役）  
岸元 寿一郎（日本通運株式会社奈良事業所 所長）  
浦久保 幸浩（全日本運輸産業労働組合奈良県連合会 執行委員長）  
川端 章代（昭和工業団地協議会 会長）  
塚本 哲夫（公益社団法人 奈良県トラック協会 会長）  
吉岡 幹自（公益社団法人 奈良県トラック協会 副会長）  
米村 祐規（厚生労働省 奈良労働局 労働基準部 部長）  
平田 省司（経済産業省 近畿経済産業局 産業部 中小企業課 取引適正化推進室長）  
河原 正明（国土交通省 近畿運輸局 自動車交通部 次長）  
竹内 弘明（国土交通省 近畿運輸局 奈良運輸支局 支局長）

**オブザーバー：**  
奥居 孝士（公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 取引適正化調査課長）

トラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための環境整備等を図ることを目的とした協議会を開催。協議会はトラック運送事業者、荷主、行政等関係する各団体の委員によって構成され、最近の取組みや今後の取組みについて協議。冒頭、近畿運輸局 河原正明 自動車交通部次

長は「2024年問題に対応した各所の意見を共有した上で今後の改善に取り組みたい」とあいさつ。奈良県トラック協会の塚本哲夫会長は「許可基準の追加や事業許可の更新制など不安に思っている会員は多い、講習会などでフォローアップを

していきたい」と述べました。主な議事内容は以下の通りです。



## 議題1 トラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制に向けた最近の取組み等について

表題について各行政機関の取組みは以下の通り。

※以下敬称略

### 国土交通省 奈良運輸支局 (柏原)

令和6年度、トラックドライバーの労働時間に関する監査の結果、勤務時間等基準告示（新基準適用）の未遵守を指摘した事業者は、監査実施140者中55者。1日の拘束時間限度、休息時間に多くの未遵守がある。連続運転時間についても遵守できていないドライバーが一定数

上いる。物流改正法により荷主・物流事業者に対する規制の措置を講じることで物流の効率化に対して努力義務を課し、トラックGメンによる働きかけや要請、勧告・公表を行う。最近では集中監視月間を設けて、奈良県トラック協会とも連携し、奈良・針トラックステーションで啓発活動を行った。全国では2,394件の法的措置を実施している。また5,000ヶ所の荷主に対してパトロールを行い、違反行為の防止など呼びかけている。

### 厚生労働省 奈良労働局 (古元)

陸上貨物運送業に係る監督指導の結果、全国の違反率は全体的には横ばい。奈良県の法違反は全国に比べて低い傾向にある。37条違反、割増賃金に係るものでは前年より増えており（令和5年15.6%→令和6年26.3%）、改善基準告示違反も前年より大きく増えている（令和5年40.6%→令和6年63.2%）。総拘束時間、休息期間、連続運転時間の上昇幅が大きくなっている。県内の陸上貨物運送業において

は割増賃金の適正処理と運転時間、休息期間の適正な管理が課題。

### 公正取引委員会 近畿中国四国事務所 (オブザーバー参加・奥居)

本年1月に「下請法」が「取適法」として大きく変わり施行された。一方的な代金決定の禁止など受注者に負担を押しつける商習慣を一掃することを目的としている。事業所管省庁（トラック・物流Gメンなど）に通報した場合、「報復措置の禁止」が対象に加わった。委託事業者が自己のために中小受託事業者に金銭や役務、その他経済上の利益を不当に提供させることも禁止されている。契約を締結する際は荷役への対価をしっかりともらう。今後は無償の荷役作業や附帯業務は「取適法」で対処できる。

### 経済産業省 近畿経済産業局 (平田)

本年1月「受託中小企業振興法」が施行され、主務大臣が指導・助言したものの状況が改善

されない事業者に、より具体的措置を示して実施を促す(勧奨)としている。

「下請」等の用語を振興法においても以下のように改正する。「下請中小企業」→「受託中小企業」、「親事業者」→「委託事業者」、「下請中小企業振興法」→「受託中小企業振興法」。パートナーシップ構築宣言に力を入れており、委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行を遵守するとしている。3月は価格交渉推進月間で個別企業の取引方針の改善に努める。

### 奈良県トラック協会 (森)

「物流改正法」や適正原価管理の実現に向けた標準的運賃の活用や価格転嫁に向けた運賃交渉相談会を開催。その他中小トラック運送事業者のためのDX推進、法令遵守といったテーマでもセミナーを開催。適正化事業調査業務では主に巡回指導を通じて220社に対して聞きとりを行ったが情報提供の事案はな

かった。他に適正化事業情報誌「あすか」を通じて県内荷主企業への周知、働き方改革推進に係る広報活動を各媒体を通して行っている。

### ◎質疑

### 奈良県商工会連合会 (今仲)

白トラックへの取締りはどのタイミングで発生しているのか。Gメンの取組みはどれくらい強くしているのか。

### 蓮花座長

特定荷主は県内に何社あって奈良県への影響はどれくらいあるのか。

### 国土交通省 近畿運輸局 (田中)

荷主・元請が違法な白トラックを利用している場合、委託した荷主にも罰則がある。特定荷主の数は現時点で把握できていない。

## 議題2 意見交換

### 蓮花座長

県内のトラック業界の現状について教えてほしい。

### 奈良県トラック協会 (吉岡)

荷主予約システムの導入により、荷待ち時間は60分から15分に減ったという報告がある。倉庫への納品は流れがスムーズになったが、違うところでは予約を入れようとしても、2時間後の開始で、そこから順番待ちになり時間がかかる場合がある。

### 奈良県トラック協会 (塚本)

契約書面化によりトラブルは減り、リスクの減少につながっていくのではないかと。運賃交渉や原価計算において、車両代と修理代が高騰している。運送原価の可視化により交渉ができた

事例はあるが、標準的な運賃は厳しいハードル。

### 運送事業者 (日本通運・岸元)

将来的に輸送力が不足するという顧客の理解が進んで年々取引環境は良くなっている。ただ一部には要求を受けてくれないところもある。労働力確保が難しい。IT化や共同配送などで、少ない人員でこれまでと同じように荷物を運べるよう努めている。予約システムの開始時間がまちまち。2030年に向けてどのように運びきるか工夫してやっている。

### 荷主企業

### (品川工業所・山本)

全国の会社へいろんな大きさの機械を不定

期に送っている。そこへ対応できる運送事業者を確保するのに苦労している。規制によりドライバーがいなくて運べないと言われるケースがでてきている。新しい業者を頼んでも荷締めを1から説明するなど非効率なことが生じている。

### 蓮花座長

時間外労働や上限規制、改善基準告示への対応、今後の取組みについて教えてほしい。



### 昭和工業団地協議会（川端）

取引環境など少しずつ改善してくれることはありがたいが、協議会としては、待機のトラックが校区の前や道の狭いところで駐車して周辺に迷惑をかけている。道路の陥没の問題、信号や横断歩道のないところを渡る人が多くて危険性がある。

### 奈良県倉庫協会（岩村）

倉庫業者として附帯業務の料金化、商慣習の見直しをして、今の改革の流れにあわせた内容にして、荷待ち時間の削減に対応できる倉庫にしている。

### 全日本運輸産業労働組合奈良県連合会（浦久保）

時間外労働の上限規制が始まっているが、現場では荷待ち時間はまだある。荷待ち時間の削減や予約システムが潤滑にまわるような改善をさらに進めて頂きたい。取適法は特定運送委託が対象になったのは大きな前進。ただ現場の荷主に理解されていないケースもある。1月22日の執行委員会で取適法について周知するなど職場の理解促進に取り組んでいる。価格転嫁につ

いては口約束運賃もまだあるので、法律の趣旨が現場まで届くことを期待している。

### 奈良経済産業協会（江口）

460社の会員が加盟しているがほとんどがものづくりの会社。労働時間や取適法、人材育成についてセミナーや研修を通して、サポートをしていく。経営者が理解すれば問題ないが、まだ理解されていない方もいる。担当者から上へ上げていくボトムアップの体制もとっていく。これからも法改正があると思うがそれに応じた研修でブラッシュアップしていきたい。

### 奈良県商工会連合会（今仲）

県内33市町村の会員は12,500社。取適法の改正には注目しており、去年から研修をしている。パートナーシップ構築宣言をしている会員事業者は3%に満たない。適正な価格での取引ができるよう進めたい。賃上げ額は2%以内までが4割。ある運送会社は3,000円の賃上げがやっとだという。4次下請けなど商慣習にも原因がある。輸送車両をもっていない運送会社もある

と聞く。5年ごとの更新により適正にやっている人が報われるようになってほしい。

### 国土交通省 近畿運輸局（河原）

人口が減っていく中、少しは外国人ドライバーに頼らないといけないのではと考えている。外国人雇用についてトラックの業界や労働組合の考え・意見を頂きたい。

### 奈良県トラック協会（塚本）

近畿トラック協会でも話が出ている。外国人雇用は、「する」「しない」に2極化するのではないか。ただ免許、道交法、言語などに課題はある。

### 全日本運輸産業労働組合奈良県連合会（浦久保）

外国人の今後の雇用については必要な施策として日本人と同じ賃金で進めてほしい。

### 蓮花座長

言語の壁は早くなくなると思うが、生活習慣等が大きな問題で、しっかりケアしないと定着は難しいと思う。

## 議題3 その他

### 奈良運輸支局（竹内）

物流改正法についてセミナーを実施し、荷主への周知もやってきた。来年度、取適法施行に伴う物流の関係法令を踏まえて、労働局や公正取引委員会などとの連携を強化し、取引環境、労働時間の改善により一層取り組んでいきたい。

### 蓮花座長

新しい制度が次々とあり、対応は大変だが人間がやっていること。問題はあるだろうが切っ掛けだけではなく、どうつくるかが大切。今年から来年にかけての新しい展開もあると思うが奈良県の問題に取り組んでいき

たい。

### 奈良労働局（米村）

令和6年の上限規制適用以降の、県内の取引環境や労働時間の実態について荷主、運送事業者双方の内容を共有できた。引き続き2024年問題後の現場の変化や課題を正確に把握し、改善につなげることが重要。物流法改正後、荷待ち・荷役作業の削減に向けた発着荷主の努力義務、書面交付義務の徹底が求められている。トラック適正2法では適正原価を下回る運賃の制限や再委託回数の抑制など持続可

能な物流の確保に向けて大きな制度改正が進んでいる。労働局としても労働基準監督署による発着荷主への恒常的な長時間の荷待ちの改善や改善基準告示の遵守に向けた要請とともに標準的運賃や物流改正法等の周知にも取り組んでいる。今後も関係省庁との連携を密にして改善支援を行っていきたい。



# 第3回適正化実施対策委員会

日時：令和8年3月11日(水) 午前10時30分～  
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者：萩原担当副会長、辰巳委員長、委員8名、事務局2名 以上16名

## 指導事項

トラック運送事業の法改正等について

近畿運輸局 奈良運輸支局 企画輸送・監査部門

運輸企画専門官 大津 一聖氏

監査で特に違反の多い項目及び令和6年10月より施行されている行政処分基準の強化・処分量定引き上げについて指導があった。

【新設】飲酒運転防止に係る指導監督が未実施、飲酒運転防止に係る点呼が未実施

【処分量定引き上げ】勤務時間等基準告示の遵守違反、点呼の実施違反



▲大津 一聖氏

## 議 事



▲辰巳貴昭委員長



▲萩原良介担当副会長

### (1) 巡回指導及び荷主等の違反原因行為の情報収集について

令和7年度の巡回指導は、年間目標160件に対し令和8年2月28日時点で170件実施した。指導率が最も高かった項目は「特定の運転者に対する特別な指導」で45.1%であり、「高齢運転者に対する特別指導の未実施」が30件と最多であった。また、巡回指導を実施した事業所の多くが、前回と同等以上の評価であったことを報告した。

荷主等の違反原因行為の情報収集については、令和6年11月から令和8年2月までの間、巡回指導(231事業所)や電話・訪問等により情報収集を実施した。一定数情報をお持ちの事業者はあるものの奈良運輸支局への情報提供に至った案件はなかったことを報告した。

### (2) 2025年度安全性優良事業所の認定結果について

新規・更新合わせて46事業所が申請し、全て認定された。奈良県の認定事業所数は、206事業所となり、認定取得率は26.4%で、前年度を0.7ポイント上回ったことを報告した。

### (3) 令和7年度奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関優良事業所表彰について

令和8年2月9日に優良事業所表彰式を举行し、令和7年1月から12月に実施した巡回指導において、評価「A」かつ「適」の割合が95%以上の34事業所(34社)を表彰したことを報告した。

### (4) 各種セミナー等について

第2回運行管理者試験対策講習会、第39回物流セミナー、中小トラック運送事業者のためのDX推進セミナー、法令遵守セミナー、物流の2030年問題対応セミナーを開催したことを報告した。

### (5) 令和8年度奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関活動指針(案)について

昨今の法令改正等による制度見直しの周知徹底などを新たに加え、巡回指導の年間目標を180事業所(上半期100、下半期80)とした。特に、D・E評価事業所を重点化指導の対象としつつ、次の段階として「適」の割合が一定未満のC評価事業所にも拡大していくことを説明した。安全性評価事業の認定取得率は27.4%以上を目標とすることなどを報告した。

### (6) その他

国土交通省から「標準的運賃」に係る実態調査への協力依頼があったこと。あわせて、改正貨物自動車運送事業法及び取適法の解説リーフレットや、適正化事業情報誌「あすかVol.38」を県内荷主企業約1,000社に送付したことを報告した。

## 令和7年度 奈良地域 事業主・運行管理者事故防止セミナー

令和8年3月3日（火）午後1時から、グランドメルキュール奈良橿原において近畿交通共済協同組合の事故防止セミナーが開催されました。

中 秀夫副理事長は、「物流業界を取り巻く環境は厳しさを増していますが、事業を安定的に継続していくためには、従来の枠にとられない変革と創意工夫が不可欠です。また、交通事故防止では、尊い命が失われている現状を受け止め、様々な対策を講じていかなければならないと考えています。」と、開会の挨拶。

講師は、岡本満喜子 関西大学社会安全学部安全マネジメント学科准教授で、「交差点事故右左折時の事故はなぜ起きるのか」について講演されました。

左折時の事故で、ドライバーから自転車が見えていなかったためそのまま走行した事例と、自転車を見たがそのまま走行したことについては、左側の死角の多さを踏まえ、左折直前ではなく、早めの確認を促すことやサイドミラー、目視で左方確認すること、見えないところに交通弱者がいることを前提とした指導、対策を講じてほしい等の内容でした。



# 奈良地域組合員会

日時：令和8年3月3日(火) 午後3時～  
場所：グランドメルキュール奈良橿原

近畿交通共済奈良地域の組合員会が開催され、中 秀夫副理事長が、「今日は、次期役員候補者の選任についての大事な会議であり、選出について皆さんの意見を頂きたい。」と挨拶されました。

その後、近畿共済及び奈良地域の現況報告等が行われました。



## 奈良運輸支局・関係団体合同防災・避難・消火訓練に参加

日時：令和8年3月9日(月) 午後4時～

場所：奈良運輸支局

協力：大和郡山市消防局

近畿運輸局奈良運輸支局（竹内弘明 支局長）において、非常時における行動や防災意識の向上のため、大和郡山市消防局のご協力により、奈良県自動車関係団体協議会会員が参加し、訓練が実施されました。

柏原博人首席運輸企画専門官から、火災の基礎知識、窒息消火法等の説明があり、火災の発見、通報・連絡、消火器等での初期消火、避難誘導、安全防護措置、消防隊への引継等の研修が行われました。

その後、屋外で大和郡山市消防局から指導を受けながら、消火器の操作方法、消火要領等についての訓練に参加しました。

消防局から、「屋内で消火器を使用する場合は、退路を確保して消火活動を行って下さい。」等の説明がありました。





# 御所市へ交通安全啓発冊子

日：令和8年3月6日(金)  
場所：御所市役所

奈良県トラック協会御所支部（森本好美 支部長）は、御所市役所へ交通安全・事故防止のための啓発冊子を持参しました。

危機管理課が対応していただき、「春の交通安全県民運動等で、子どもや高齢者の交通事故防止の啓発活動に有効に活用します。」と話されました。



## 軽油価格調査集計表(2026年1月)

令和8年2月25日現在  
(公社)全日本トラック協会

2026年1月

単純集計表

地区：近畿/県(沖縄除)：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	116.68	102.22	111.15

2026年1月

元売別集計表

地区：近畿/県(沖縄除)：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	117.25	103.89	114.81
出光昭和シェル	108.50	102.11	110.75
キグナス		98.60	
コスモ	127.80	101.23	107.00
その他	113.58	101.66	110.94

2026年1月

月間購入量別集計表

地区：近畿/県(沖縄除)：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	120.16	102.45	111.75
30～50キロリットル未満	107.17	102.39	106.95
50～100キロリットル未満	106.85	101.19	
100キロリットル以上	111.15	101.15	

2026年1月

支払期限別集計表

地区：近畿/県(沖縄除)：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	107.50	101.06	107.95
30～60日未満	117.07	101.58	111.61
60日以上		113.00	

軽油価格推移表

地区：近畿/県(沖縄除)：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2025年9月	130.45	114.70	126.49
2025年10月	128.53	113.29	120.76
2025年11月	123.38	108.56	119.39
2025年12月	116.98	107.27	114.33
2025年12月	116.68	102.22	111.15

※消費税抜きの価格となります。

# 飲酒運転の根絶を目指して

## 飲酒運転防止対策のすすめ方

### 事業者の取組事例

#### 飲酒運転防止対策事例

##### 社内処分基準

- 懲戒等の社内処分は、組合の理解を得た上で基準を設定
- アルコール検査時に検知されると一定期間の乗務停止・減給等
- 一定期間内で複数回検知されると退職等の基準を設定
- 専門医療機関を受診し2週間の禁酒がでなければ完治まで病欠扱いで乗務禁止

##### 採用時

- 運転記録証明（5年分等）や、誓約書の提出
- AUDIT（アルコール使用障害同定テスト）の実施（採用時・採用後）
- 採用時に AUDIT で有所見の場合は健康診断で再検査し、問題があれば採用を見送り
- KAST（新久里浜式アルコール症スクリーニングテスト）の実施

##### アルコールチェック

- 出勤前チェックの推奨
- 乗務前日の飲酒の禁止

##### 教育・教材

- 国土交通省のマニュアルをベースにイラストや表を多用した資料作成
- 動画を用いた小集団活動の開催
- 安全衛生委員会に産業医が参加
- 社外含め、飲酒運転の事例を共有し、注意喚起
- 保健師による依存症に関する指導
- 飲酒運転防止 DVD を自社で作成

##### その他

- 飲酒傾向の強い運転者に、本人の意向を確認した上で事務や整備担当への配置換えを打診
- 複数回アルコールが検知された運転者に飲酒量をヒアリングし、その後1か月程度飲酒量を記録させ管理職に報告
- 4日間の禁酒を経験し、体に異常がなかったを確認して報告

#### アルコール依存症対策

##### ◆アルコール依存症とは

アルコール依存症とは、多量の飲酒を続けることで脳の機能が変化して、自分では酒の飲み方（飲む量、飲む時間、飲む状況）をコントロールできなくなる病気です。

アルコール依存症になると、飲酒をコントロールできなくなるため、運行途中の休息期間中でも、飲みたい気持ちが抑えられず、飲酒をしてしまうことが考えられます。

事業者としては、以下のようなケースについても気を配る必要があります。

- ・仮眠前の寝酒で飲むケース
- ・食事休憩で飲むケース
- ・荷卸し後、帰社前に飲むケース

##### ◆スクリーニング検査

アルコール依存症は、早期発見・早期治療が重要です。早期発見のツールとして、スクリーニング検査があります。AUDIT などは無料で利用することができますので、定期健康診断の時期に合わせて年1回実施するのが望ましいでしょう。

##### ◆症状の程度に応じた対応と継続的経過観察

アルコール依存症の症状の程度は運転者により異なるため、医師の意見等に従って、それぞれの運転者に応じた細やかな判断・対応が求められます。配置転換や解雇等の就業上の措置を決定する場合には、治療状況等を踏まえて、専門医、産業医、運行管理者、運転者、場合によっては家族の意見を参考に、総合的な判断を行った上、合議で決定することが望ましいでしょう。

また、アルコール依存症の多くは定期的・継続的な治療・観察を要します。症状を抑え運転業務に復帰できるように、事業者側も、運転者に対して医療機関の定期的な受診を促すとともに、治療経過等を常に管理しておくことが重要です。

（出典：国土交通省「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」）



# 奈良県警察本部からのお知らせ

## 奈良県警察本部から

### 1 県内の交通事故発生状況

3月10日現在

新年度になりました。特に朝夕の登下校時間帯には、子供の飛び出しなどに注意して運転しましょう。

区分	令和8年	前年同期	増減数	備考	
総件数	7,363 件	7,291 件	72 件	1日あたり約 105 件	
人身事故件数	481 件	488 件	-7 件	1日あたり約 7 件	
	死者数	4 人	7 人	-3 人	約18日に 1 人
	負傷者数	576 人	581 人	-5 人	1日あたり約 8 人
物件事数件数	6,882 件	6,803 件	79 件	1日あたり約 98 件	

※令和8年の件数、死傷者数は概数です。



### 2 県内の事業用貨物自動車に関する交通事故発生状況

3月10日現在



区分	令和8年	前年同期	増減数	
総件数	382 件	401 件	-19 件	
人身事故件数	24 件	24 件	0 件	
	死者数	0 人	1 人	-1 人
	負傷者数	31 人	27 人	4 人
物件事数件数	358 件	377 件	-19 件	

※令和8年の件数、死傷者数は概数です。



### 3 春の交通安全県民運動

令和8年 春の交通安全県民運動

期間: 4/6(月)から 4/15(水)までの10日間

運動の重点

- ① 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- ② 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール・理解・遵守の徹底

県内統一デー

実施日	実施事項等
4月6日(月)	自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール・理解・遵守の徹底デー【全国重点】
4月7日(火)	「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上デー【全国重点】
4月10日(金)	交通事故死ゼロを目指す日【全国一斉】
4月15日(水)	通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保デー【全国重点】

奈良県警察

横断歩道は歩行者優先!!

STOP 「ながらスマホ」

反射鏡を活用しよう!!

生活道路における法定速度が 60 km/h → 30 km/h に引き下げられます!

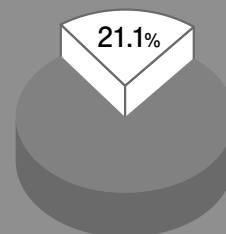
自転車の交通反則通告制度(青切符)が導入されました!

ナボリス

情報発信しています!

## 重大な労働災害を防ぐためには

# 1 トラック・荷台等からの墜落・転落による死亡災害



陸上貨物運送事業における労働災害の中で最も多かったのが「トラック・荷台等からの墜落・転落」です。このパターンの災害事例を分析すると、67%が「保護帽未着用」でした。そのうちの多くが「高さが2m未満」の地点からの転落であり、もし保護帽を着用していれば死亡災害に至らなかった可能性があります。

## 事例

1

## 足を滑らせてリアバンパーから転落（死亡災害）



被災者はコンビニエンスストアに荷物を配送していました。配送先の手前にある駐車場で荷台コンテナ内にある荷物の整理を行った後、荷台にあった段ボールを持ちながら、荷台からトラックのリアバンパーに足をかけ、後ろ向きで降りようとしたところ、足を滑らせてしまい、約52cmの高さから転落し、頭部を強打しました。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

## 事例

2

## テールゲートリフターから転落（死亡災害）



被災者はテールゲートリフターに乗り、工業用油200ℓが入ったドラム缶1缶を荷台から荷おろしする作業をしていました。被災者は何らかの理由でテールゲートリフターからトラック後方に転落しました（転落高110cm）。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

## ▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

**対策** 作業高によらず、必ず保護帽を着用して荷役作業を行いましょう

必ず保護帽を着用!

(着用時  
5つのポイント)



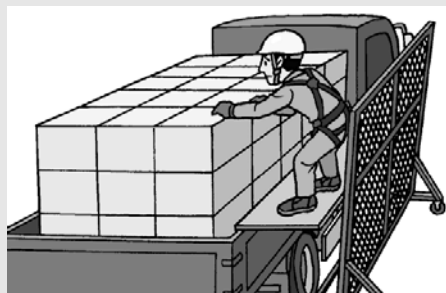
- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

### ひとこと アドバイス

わずか50cmの高さから転落した場合でも、打ちどころによっては死亡災害に至ってしまうことがあります。高さ2mに満たない地点での作業であっても、荷役作業時には必ず保護帽を着用するようにしましょう。また、常日頃から社員に対して保護帽の意義や効果に関する社内教育を実施し、保護帽の着用を徹底させるようにしましょう。

### その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 複数の作業員で荷役作業を行う場合、作業指揮者を配置しましょう
- ▶ 荷台上で作業員が移動する場合、作業指揮者は地面レベルから全般を見渡し、確認および指示ができる状況にしておきましょう
- ▶ トラック運転席やアルミバンの屋根上など高所で作業を行う場合は、安全帯を着用するか、足場を組み作業床を設けましょう
- ▶ 耐滑性のある安全靴等を使用しましょう



## 事業報告書及び事業実績報告書の提出について

貨物自動車運送事業報告規則により、毎事業年度における収支状況を報告する「事業報告書」と1年間の輸送実績を報告する「事業実績報告書」の提出が必要です。

提出先は、主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局です。(奈良県に主たる事務所がある場合は奈良運輸支局が提出先)

様式は近畿運輸局や奈良県トラック協会のホームページからダウンロードすることができます。

### 各報告書の提出期限及び提出部数

報告書種類	提出期限	提出部数
事業報告書	毎事業年度の経過後 100 日以内	3 部
事業実績報告書	毎年 7 月 10 日まで (前年 4 月 1 日～3 月 31 日の実績を記載)	

### 一般貨物自動車運送事業 事業報告書について

事業報告書は次の(1)から(5)の書類で構成されます。

- (1) 事業概況報告書(第 1 号様式)
- (2) 一般貨物自動車運送事業損益明細表(第 2 号様式)
- (3) 一般貨物自動車運送事業人件費明細表(第 3 号様式)
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表

※(4)(5)は様式に定めがありませんので、決算書の「損益計算書」と「貸借対照表」を用いることができます。

### 貨物自動車運送事業実績報告書(第 4 号様式)について

事業実績報告書では前年 4 月 1 日から 3 月 31 日までの輸送の実績を報告します。

「輸送実績」の項目は営業所が位置する地方の欄へ記入してください。また、営業所が複数の地方に位置する場合は所在地ごとに合計しそれぞれ該当する欄へ記入し、各項目の合計値を全国計の欄へ記入してください。

※次項に事業実績報告書の記入方法を掲載しています。

**該当する事業を選択します。**

第4号様式（第2条関係）（日本工業規格A列4番） 事業者番号

区分	一般			特定
	特積	利用	霊柩	

### 貨物自動車運送事業実績報告書

住所  
事業者名  
代表者名  
(役職及び氏名)  
電話番号

**全営業所の保有台数** **全営業所の従業員数** **全営業所の運転者数**

事業概況（前年3月31日現在）

事業用自動車	両	従業員数	人	運転者数	人
--------	---	------	---	------	---

前年4月1日から3月31日まで

・前年4月1日から3月31日までの延実在車両数による土砂等輸送	・冷凍、冷蔵輸送
・前年4月1日から3月31日までの延実動車両数による長人物品等輸送	・原木、製材輸送
・前年4月1日から3月31日までの延実在車両数によるコンテナ輸送	・引越輸送
・コンクリートミキサー車による生コンクリート輸送	・その他
・危険物等輸送	( )

**「その他」を選択する場合は輸送する品目を記載します。**

**輸送の内容、品目を項目から選択します。**

#### 輸送実績（前年4月1日から3月31日まで）

	延実在車両数 (口車)	延実動車両数 (口車)	走行キロ (キロメートル)	実車キロ (キロメートル)	輸送トン数		営業収入 (千円)
					実運送(トン)	利用運送(トン)	
北海道							
東北							
北陸信越							
関東							
中部							
近畿	①	②	③	④	⑤-I	⑤-II	⑥
中国							
四国							
九州							
沖縄							
全国計							

**それぞれの営業所が位置する地方の欄へ記入**

事故件数（前年4月1日から3月31日まで）

交通事故件数	0	重大事故件数	0	死者数	0	負傷者数	0
--------	---	--------	---	-----	---	------	---

**輸送実績**

- ① 延実在車両数…車両数×365日
- ② 延実動車両数…車両数×車両の稼働日数
- ③ 走行キロ…前年4月1日から本年3月31日までの1年間の自社全車両の総走行キロ数
- ④ 実車キロ…貨物を積載して走行した年間の走行キロ数
- ⑤ 輸送トン数
  - I 実運送…自社車両にて輸送した取扱トン数（霊柩は体数を記入）
  - II 利用運送…協力会社等（備車）による取扱トン数
- ⑥ 営業収入…実運送と利用運送による売上高

**事故件数**

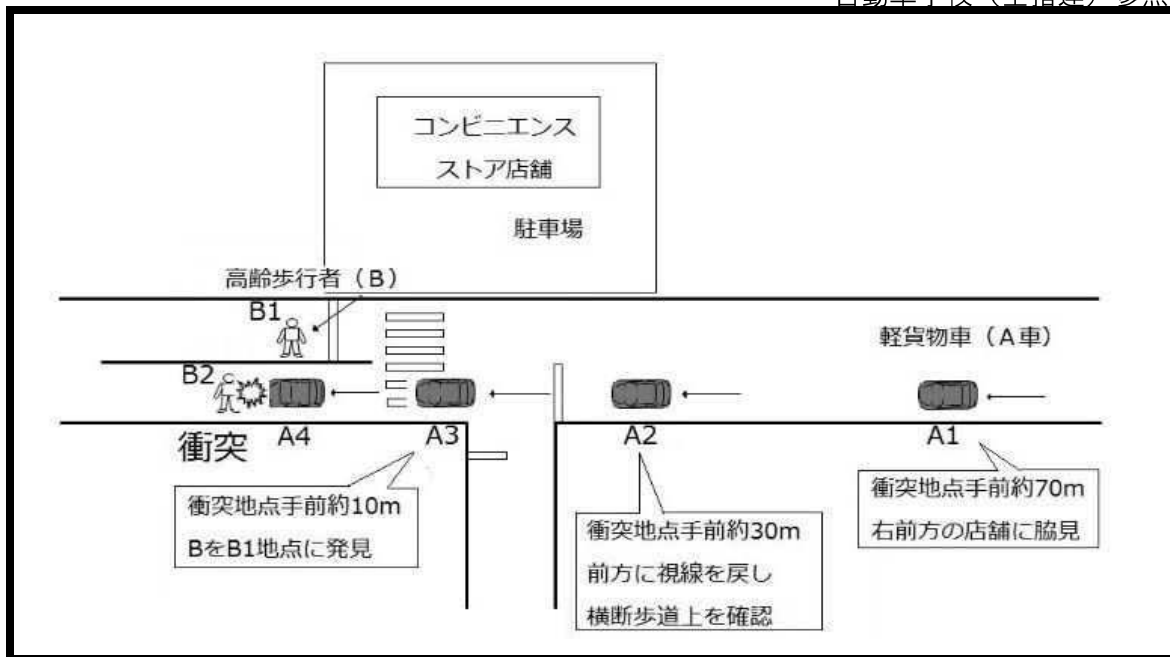
- ・交通事故件数…車両等の交通による人の死傷または損壊があった事故の数を記載
- ・重大事故件数…死者または重傷者を生じた事故等の数を記載

## 事業用自動車事故事例 No.128

(一般貨物) 横断歩道付近での直接貨物車と高齢歩行者の事故

## ■事故の概況

自動車学校(全指連)参照



事故類型：横断歩道付近横断中

発生日時：午後7時30分頃

当事者A：軽貨物車

当事者B：高齢歩行者

## ■ 事故の概要

Aは日没後、直線道路を時速約40kmで走行中、右前方のコンビニエンスストアの照明が気になり、視線を移して何気なくそちらを見ていました。前方に視線を戻した時、信号機のない横断歩道にさしかかりましたが、誰もいなかったので減速することなくぼんやりと前方を見ながら走行していたところ、横断歩道前方の暗がりからBが横断してくるのを発見し、慌てて急ブレーキをかけたものの間に合わず衝突してしまいました。

## ■ 事故から学ぶ

この事故はAの脇見と漫然運転が一番の原因ですが、Bが横断歩道外で走行車両の直前を横断したことも大きな原因の一つです。

現場は住宅街で街路灯も少なく交通閑散な場所ですが、右側にコンビニエンスストア、左側に住宅が建ち並んでいることから、付近の居住者が買い物のために道路を横断することが予測出来る場所です。横断歩道上に人がいなくても安全だと予断することなく周囲に注意を払う必要があります。

特に、夜間は明るい場所と暗い場所が混在し、暗い場所はさらに見えにくくなります。そのような特性を認識し、暗い場所から出てくる歩行者等がいなか細心の注意を払って運転することが大切です。

## KIT事業の案内

全国の7000社  
と繋がる!  
新規顧客開拓に!

荷物と輸送のマッチングシステム

WebKIT2+のご案内

# WebKIT2プラス5つの特長

## 輸送効率があがる

ドライバー不足などの影響で課題がたくさんある昨今、事業者同士が相互に手を結び、経営資源を共有・補完しあうことが必要です。仕事や車両を融通し合うことで輸送効率の向上を図ります。

## 安心のネットワーク取引

WebKITには優良な事業者が多く参加している上、万一の場合でも、協同組合同士で責任を負う仕組みができていますので、この点でも安心してご利用いただけます。

## 事故に備えた補償制度

WebKITでは、荷物の破損事故に備えた「KIT荷物保険」と、組合員の倒産等に備えた「KIT運送代金補償」への加入を義務付けているため、安心かつ安全な取引環境を確保しています。

## 需給動向の把握

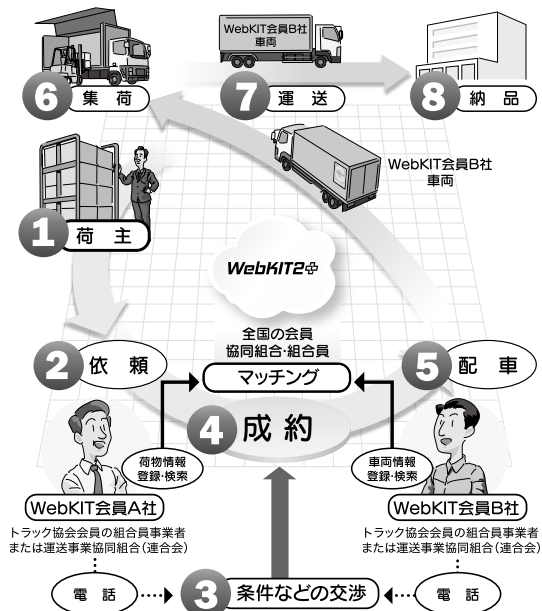
WebKITでは、全国の荷物や車両その時々需給動向をリアルタイムに確認できますので、その時々需要動向をいち早く把握することができます。最適な配車管理や運賃動向の把握に役立ちます。

## 高い利便性と機能

全国の会員が登録する情報は、荷物の積み地・卸し地や車両の空車地・行先地が都市区分単位で検索・表示されるので、情報を活用して正確に共有することができます。

## WebKIT2プラスご利用の流れ

インターネットを利用して、荷物を依頼する側と車両を活用したい運送側が、それぞれ情報登録や検索を行います。うまくマッチしそうな情報を見つけたら、まず相手先に電話で連絡します。さらに、詳細な条件を詰めた上で、成約に結びつけます。



## 奈良県キット事業協同組合加入金額

組合出資金	50,000円
※出資金は退会時に全額返金	
キャンペーン中! 先着30社限定!	
今なら月会費と1ID利用料が3ヵ月無料!	
組合月会費	-2,000円
WebKIT2+利用料	1IDにつき2,000円

## WebKIT2プラス紹介動画

WebKIT2プラスの詳しい利用方法や利用者様のご意見、喜びの声、成功事例などをご覧ください。



右のQRコードから  
動画をご覧ください。



## 組合入会でのさらなるメリット

組合価格で軽油と尿素をご購入いただけます。

■軽油販売	■尿素販売 (令和7年12月現在)
エネクスフリート(株) (株)ENEOSウイング	日本液炭(株) 79円/L 三井物産プラスチック(株) 75.5円/L
※消費税別 ※支払サイト50日	

奈良県キット事業協同組合ホームページ <https://nara-kit.com/>

奈良県キット事業協同組合加入  
WebKIT2+のご利用  
についてのお問い合わせは

奈良県貨物運送事業協同組合連合会  
奈良県キット事業協同組合  
〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町 170 番地 15  
TEL 0743-58-6080



ホームページQRコード

# 適正化事業・巡回指導報告書(令和8年2月)

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和8年2月実施状況		令和7年度月別実施件数						実施件数合計
計画件数	実施件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数	
14件	11件	4月	22件	8月	12件	12月	14件	
		5月	19件	9月	14件	1月	12件	
		6月	21件	10月	16件	2月	11件	
		7月	17件	11月	12件	3月	件	
170件								

## 令和8年2月実施結果

調査事項		調査件数	指導件数	指導率
I. 事業計画等	1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	11	0	0.0%
	2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	11	0	0.0%
	3. 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	11	1	9.1%
	4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	11	0	0.0%
	5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	11	0	0.0%
	6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	9	0	0.0%
	7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	11	0	0.0%
	8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	11	0	0.0%
II. 帳簿類の整備、報告等	1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	6	0	0.0%
	2. 自動車事故報告書を提出しているか。	1	0	0.0%
	3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。	11	0	0.0%
	4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	11	0	0.0%
	5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)	8	2	25.0%
III. 運行管理等	1. 運行管理規程が定められているか。	11	0	0.0%
	○ 2. 運行管理者が選任され、届出されているか。	11	0	0.0%
	3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	11	1	9.1%
	4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	11	0	0.0%
	○ 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。	11	3	27.3%
	6. 過積載による運送を行っていないか。 ☆	11	0	0.0%
	○ 7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	11	4	36.4%
	8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	11	0	0.0%
	9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆	11	1	9.1%
	10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	3	0	0.0%
	○ 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	11	0	0.0%
	○ 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。	8	4	50.0%
	○ 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。	8	3	37.5%
IV. 車両管理等	1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。	11	0	0.0%
	○ 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。	11	0	0.0%
	3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	10	2	20.0%
	4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	11	0	0.0%
	○ 5. 定期点検及びその保存がされているか。	11	1	9.1%
V. 労基法等	1. 就業規則が制定され、届出されているか。	5	1	20.0%
	2. 36協定が締結され、届出されているか。	11	1	9.1%
	3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)	11	0	0.0%
	○ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	11	4	36.4%
VI. 法定福利	1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。	11	0	0.0%
	2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	10	0	0.0%
VII. 運輸安全管理	1. 運輸安全管理の実施は適正か。	11	1	9.1%
指導件数合計		376	29	8.1%

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	3件	4件	3件	件	件	件	10件
新規参入	件	件	1件	件	件	件	1件
新規(他)	件	件	件	件	件	件	件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	3件	4件	4件	件	件	件	11件

# トラックの構造上の特性

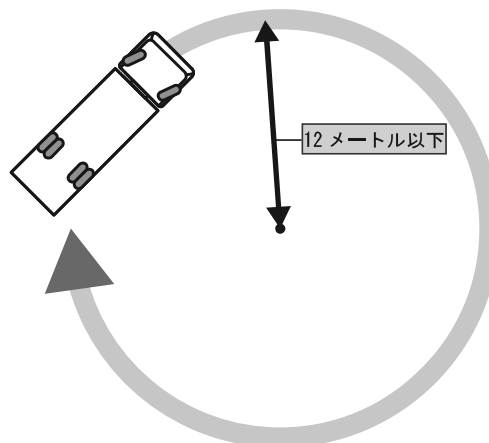
## 1 トラックの形状と性能

### 4 車両性能

#### ◆最小回転半径

最小回転半径とは、車両最外側のわだちの半径をいいます。わかりやすくいえば、平坦な路面でハンドルをいっぱい切ってゆっくり回った際に、一番外側のタイヤ（通常は前輪）の幅の中心が描く円周の半径で、道路運送車両の保安基準で、12メートル以下とされています（図8）。

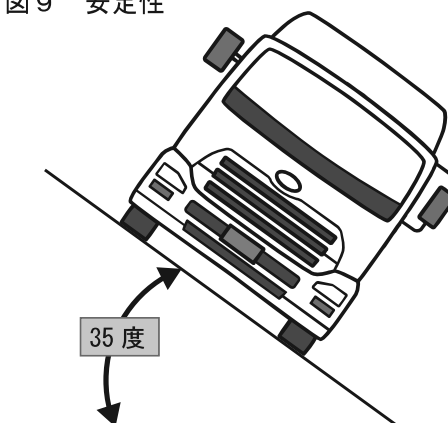
図8 最小回転半径



#### ◆傾斜時の安定性

安定性とは、安定した走行を確保できる性能をいい、道路運送車両の保安基準で、「空車状態で左右に35度傾けた場合でも転覆しない」などの安定性の基準が定められています（図9）。

図9 安定性



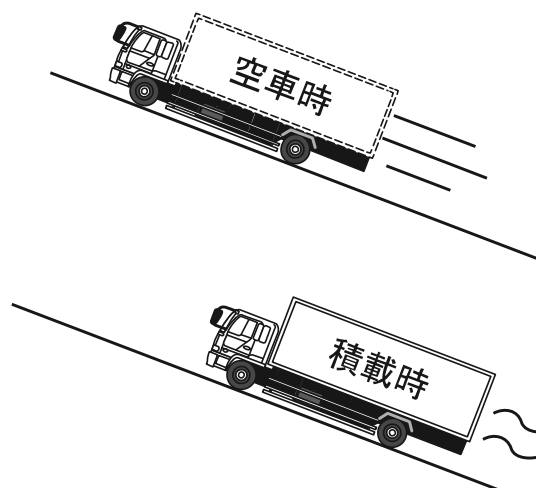
#### ◆登坂能力

登坂能力（とはんのうりょく）とは、どの位のきつい傾斜を登ることができるかという目安です。

登坂能力は重量が重いほど低下します。そのため空車時と積載時では登坂能力が違いますから、その点に注意が必要です（図10）。

なお、高速道路の上り坂では、重量が重くスピードが低下しやすいトラックのために登坂車線が設けられています。

図10 登坂能力



## 優良従業員表彰の推薦依頼について

奈ト協発第 243 号  
令和 8年 3月18日

会 員 各 位

(公社)奈良県トラック協会  
会 長 塚 本 哲 夫  
(公印省略)

## 優良従業員表彰候補者の推薦について

令和8年5月27日(水)、ホテル日航奈良で開催予定の当協会の第53回定時総会において、会員事業者の優良従業員を会長名で表彰致したく、別紙推薦書にご記入の上、FAX(0743-23-1212)にて送付頂きますよう、お願い申し上げます。

## 記

- 1 被表彰者の種類
  - (1) 運転者
  - (2) 一般従業員
- 2 推薦基準 ((1)～(3)の全てに該当する従業員)
  - (1) 成績優秀で他の従業員の模範となる者
  - (2) 同一事業者に5年以上勤務する者(基準日は総会の日)
  - (3) 過去にこの表彰を受けていない者
- 3 推薦締切日

令和8年4月15日(水)

(本件担当:山村)

別 紙

令和 年 月 日

(公社) 奈良県トラック協会会長 殿

住 所

会 員 名

代 表 者 名

印

### 優 良 従 業 員 表 彰 候 補 者 推 薦 書

標記について下記の者を被表彰候補者として推薦いたします。

記

氏 名	ふりがな
生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日生
職 名 ○印を付けて下さい	運転者 一般従業員
勤 続 年 数	年 ヵ月
(推薦理由)	

## トラック協会・陸災防奈良県支部

## 4月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
5	日	7:45～	移動健康診断	奈良県トラック会館
13	月		第1回交通安全・労災防止対策委員会	奈良県トラック会館
19	日	7:45～	移動健康診断	奈良県トラック会館
22	水		第1回総務委員会	奈良県トラック会館
28	火		第304回理事会	奈良県トラック会館

## 5月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
27	水	13:00～	奈ト協 第53回定時総会/陸災防奈良県支部 第64回通常総会	ホテル日航奈良



## 近畿交通共済からのお知らせ

## ファーストステージ

令和  
8年度令和  
8年 4/1(水) → 9/30(水)自動車共済  
新規獲得

推進キャンペーン



入賞条件

A・Bの各部門別に  
上位3位までの地域へ

表彰及び副賞を贈呈

A 新規契約事業者数部門 B 自動車共済契約掛金部門

特賞

新規事業者の紹介  
1件成立につき、  
ご紹介いただいた組合員様に

お礼の品を進呈

ご契約について  
のお問い合わせや  
ご相談は下記まで  
お電話ください。営業課(本部)  
河北事務所  
泉州事務所  
奈良事務所  
和歌山事務所  
滋賀事務所  
京都事務所  
キンコウセーフティ(株)【代理店】〒536-0014 大阪市城東区鶴野西2-11-2  
〒532-0011 大阪市淀川区西中島2-14-6(新大阪第2ドビル9階)  
〒590-0985 堺市堺区戎島町4-45-1(ポルタスセンタービル3階)  
〒630-8231 奈良市本子守町1-1(奈良上三條ビル4階)  
〒640-8341 和歌山市黒田1-1-19(阪和第一ビル4階)  
〒520-3047 堺市手原3-1-25(堺市商工会館内)  
〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町51-5(京都自動車会館内)  
〒536-0014 大阪市城東区鶴野西2-11-2TEL.06(6965)2824  
TEL.06(7632)5855  
TEL.072(231)9781  
TEL.0742(90)0510  
TEL.073(403)6486  
TEL.077(502)0210  
TEL.075(671)1894  
TEL.06(6965)2561

近畿交通共済協同組合

〒536-0014 大阪市城東区鶴野西2-11-2 TEL.06-6965-2828(代) FAX.06-6965-2838

近畿交通共済協同組合

<https://www.kinkyu.or.jp>

自動車共済・自賠償共済はぜひ近畿共済でご契約を

近畿共済は、組合員のみならずと一体となって事故防止に努力しています

お問い合わせ・ご連絡は 当組合奈良事務所 0742-90-0510






自転車を利用される皆さんへ

自転車の交通違反 2026年4月1日より

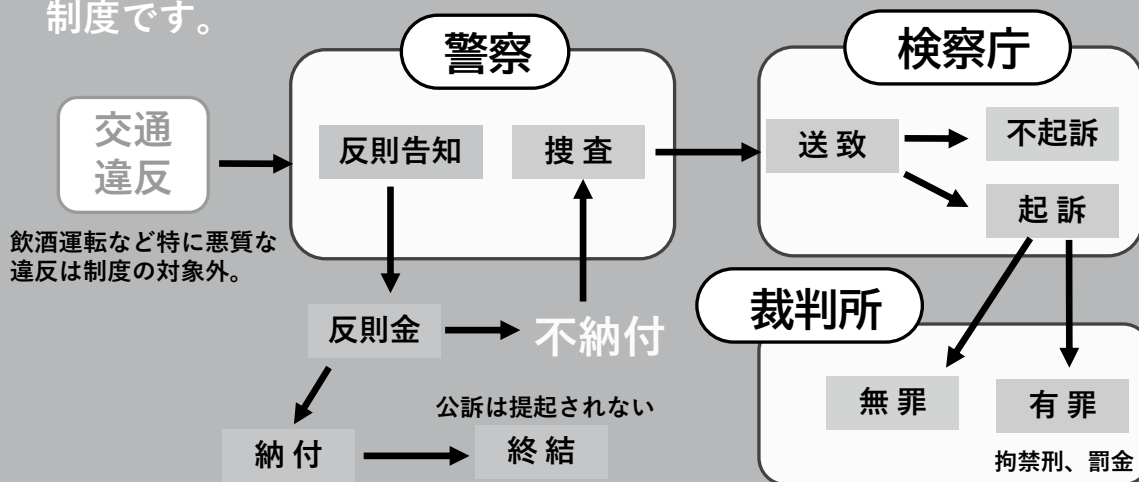
対象  
16歳以上

# 「青切符」導入



<p><b>ながら運転</b></p>  <p>12,000円</p>	<p><b>信号無視</b></p>  <p>6,000円</p>	<p><b>一時不停止</b></p>  <p>5,000円</p>
<p><b>遮断踏切立入り</b></p>  <p>7,000円</p>	<p><b>二人乗り</b></p>  <p>3,000円</p>	<p><b>イヤホン等を使用</b></p>  <p>5,000円</p>

「青切符（交通反則通告制度）」とは、一定の交通違反をした場合、反則金を納めれば刑事手続きに移行せず、事件が終結されるという制度です。



奈良県・奈良県警察

奈良県警察本部HP 「自転車を安全・安心に利用するために」  
(自転車ルールブック) ⇒



# 奈良県産業部長に現況報告

日：令和8年3月3日(火)  
場所：奈良県産業部長室

塚本哲夫 公益社団法人奈良県トラック協会長は、森本壮一産業部長を訪問し、トラック運送業界の現況等の報告を行いました。森本部長から、トラック適正化二法について話を伺いました。



トラック奈良 2026年4月 第384号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6

TEL.0743-23-1200 (代) FAX.0743-23-1212

編集発行人 塚本哲夫

編集委員長 奥田幸一

# 飲酒運転の根絶

20ページ 事業者の取組事例

